

学寮防災避難要領

制 定 昭和47年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

趣旨

この要領は、小山工業高等専門学校学寮規則（昭和44年4月1日制定）第13条第2項の規定に基づき、寮における火災、地震その他非常の際の避難方法について定める。

火災の場合

（火災の発見及び通報）

- 1 火災発見者は、大声で「 が火事ダー」と叫び、同時に最寄りの火災報知器のボタンを押して警鈴を鳴らして寮生に知らせる。
- 2 つぎに火災発見者は、火災の発生について当直教員に報告する。
- 3 当直教員は、直ちに火災現場へ急行し、確認のうえ、警備員に消防署へ通報する等臨機の処置をとるよう指示する。
- 4 警備員は、このことを緊急連絡網（別紙）で関係者に連絡する。

（避難）

- 5 当直教員は、火災の状況を判断して、機を失することなく寮生全員に避難命令をする。
- 6 寮生に避難命令が出されたときには、全寮生は直ちにあらかじめ定められた避難場所へできるだけ安全な方法で退避する。
- 7 各部屋の室長は、退避する前に自分の部屋の寮生全員が避難したかどうかを確認する。
- 8 寮長及びフロア長は、避難命令が出されたあと直ちにあらかじめ定められた避難場所へ行き、人員把握を確実にし当直教員に報告する。
- 9 一般寮生は、この間冷静に行動し、避難に当たっては就寝中の者を起こして退避し、避難場所では整然と並んで当直教員及び寮長の指示に協力する。

（避難場所）

- 10 寮生の避難場所は、グラウンドとする。

（その他）

- 11 平日8時30分から17時00分までの間における火災避難の要領については、副校長（寮務主事）、寮務主事補又は寮務係の指示に従う。

火災以外の非常時の場合

（避難）

- 1 地震その他火災以外の非常時の避難に当たっては、寮生は直ちに火気の使用を中止し、火災源を除去しなければならない。
- 2 当直の教員は、状況に応じて寮生に対して避難の指示、救助、関係者への報告等を適切に行うものとする。

なお、 の「火災の場合」の各項の規定を準用する。

附 則

この要領は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月25日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

緊急連絡網 (火災時)

